



平成29年2月10日

各 位

会 社 名 株式会社サンワカンパニー
代表者名 代表取締役社長 山根 太郎
(コード：3187、東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理部長 津崎 宏一
(TEL. 06-6359-6721)

証券取引等監視委員会による当社の元社員に対する課徴金納付命令の勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、当社の元社員に関して金融商品取引法違反（インサイダー取引）の事実が認められたとの発表がありました。

当社では、当社の役員及び従業員に対して、日頃から自社株式の売買に関して事前承認制度や売買禁止期間制度などの独自規制を設け、コンプライアンス研修などを通じて、内部者取引規制を周知する等によりインサイダー取引防止に努めて参りました。

そうした中で、このような事態が発生したことは誠に遺憾であり、株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様にご迷惑、ご心配をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

なお、当該元社員につきましては、社内規則違反により既に解雇処分としております。

引き続き社内体制の再点検を行い、コンプライアンスに関する教育を徹底することにより内部者取引の再発防止に努めて参ります。

以 上